

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1.計画期間

2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日まで

2.内容

①妊娠中や出産後の女性職員の健康確保について職員に対する制度の周知や情報提供 および相談体制の整備の実施

- 妊娠中および産休中、復帰後の女性職員が利用できる制度について相談できる窓口を設置する。

②育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

- 休業前、復帰前後に本人と面談し、状況の変化に伴う要望に対応できるように業務内容勤務体制について配慮する。

③育児、介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

- 入職時および対象者に説明、周知をする。

④所定外労働の削減のための措置の実施

- 残業時間を管理して減らす意識の啓発を全職員に対して行う。